

スクールライフサポート制度 新入学用品費の入学前支給のお知らせ

海老名市では、令和4年4月に海老名市立小学校に入学予定のお子様がいるご家庭で、経済的に困りの保護者の方に新入学用品費の支給を行います。

★スクールライフサポートとは・・・

経済的な理由でお子さんを小・中学校へ就学させるのにお困りの方に、学用品費や給食費など、就学に必要な費用の一部を援助するものです。

1 支給対象となる方

以下の条件に全て当てはまる方が対象です。

- (1) 令和4年1月1日時点で海老名市に居住している方
- (2) 裏面の「4 スクールライフサポートの要件」に該当する方

※生活保護を受給している方は、同様の費用が保護費から支給されるため、申請はできません。

2 支給額・支給予定日・支給認定

- (1) 支給額 …… 51,440円
- (2) 支給予定日 …… 令和4年1月25日(火) ※申請書に記載の口座に振込
- (3) 支給認定 …… 1月中旬頃までにご自宅へ郵送いたします。

3 申請方法

(1) 提出書類

① 「海老名市スクールライフサポート申請書(第1号様式)」
⇒このお知らせに同封されています。内容をよく確認し、記入漏れがないように作成してください。

② 各種証明書類等(コピー可)

⇒該当する理由によって、添付書類が異なります。

裏面の「4 スクールライフサポートの要件(援助を受けられる世帯)」の添付書類欄を参照してください。

③ 賃貸借契約書等(所得審査が必要な方で、賃貸物件に居住している方のみ。コピー可)

⇒「契約者名」・「家賃月額」・「契約期間」の記載が必要です。

⇒添付がない場合や、家賃等が確認できない場合は、持家と同様の扱いとさせていただきます。

※「海老名市スクールライフサポート申請書(第1号様式)」はお子さん1人につき、1枚作成してください。また添付書類も申請書ごとに必要です。

(2) 提出期限 **令和3年12月15日(水) ※厳守**

(3) 提出先

海老名市教育委員会 就学支援課(えびなこどもセンター2階)へ持参してください。

※郵送での受付はできません。

★★入学後(令和4年度)に同制度をご利用希望の方へ★★

- ・ご利用には改めて「令和4年度」分の申請が必要です。
- ・「令和4年度分のお知らせ、申請書」は新入学児童保護者説明会(1月開催予定)でご案内します。
- ・お知らせ等は市のホームページでもダウンロード可能です。

4 スクールライフサポートの要件（援助を受けられる世帯）

(1) 令和2年度において、次のア～オのいずれかに該当する世帯

該当理由		添付書類
ア	生活保護が廃止された世帯 ※世帯変更による廃止を除きます。	不 要
イ	市民税が減免されている世帯	減免決定通知書の写し
ウ	国民年金保険料や国民健康保険税が減免（徴収猶予）の世帯	減免決定通知書等の写し
エ	児童扶養手当の支給を受けている世帯 (※児童手当、特別児童扶養手当とは異なります)	不 要 ※申請書の申請理由欄に児童扶養手当証書番号をご記入ください。
オ	保護者（世帯主）が失業し、職業安定所に登録された日雇労働者の世帯	日雇手帳（表紙のコピー）

(2) 収入が少なく、経済的に支援が必要と認められる世帯

★所得審査があります。

目安となる世帯所得の上限額は次のとおりです。
※目安額は収入ではなく、給与所得控除後の金額です。

世帯人数	世帯所得の目安額	
	持家	賃貸住宅
2人	194万円	276万円
3人	239万円	328万円
4人	276万円	365万円
5人	306万円	395万円
6人	355万円	451万円



※世帯員が海外にいる場合や米軍人・軍属の場合でも所得の証明が必要となります。
・米軍人の場合「Wage and Tax Statement」を提出してください。

〔・審査には、令和2年中に世帯内で所得があった方全員の所得の確認が必要となります。〕

添付書類	
1	課税（非課税）証明書の写し（令和3年度分） ※世帯内で所得があった方のみ ※令和3年1月1日現在でお住まいの市区町村で取得できます。 ★令和3年1月1日現在、住民票が海老名市にあり、申請書の課税状況閲覧の同意をした方は添付書類は不要です。
2	賃貸借契約書等の写し（賃貸住宅にお住まいの方のみ） ※添付がない場合には、持家と同様の扱いとします。

※世帯所得の上限額は世帯構成、年齢、持家・賃貸等により異なります。上記金額を下回っても否認となる場合や、上回っても認定となる場合があります。

※世帯所得は、同居・別居に関わらず、お子さんと生計を共にする方全員の所得の合計となります。

※世帯内に収入の申告をしていない方がいる場合など、世帯員全員の所得が確認できない場合は審査を行うことができず、否認となる可能性がありますのでご注意ください。

※基準額は毎年度変わる可能性があります。

5 注意事項

- ・ 今回、入学前に新入学用品費の支給を受けた方は、令和4年度にスクールライフサポートの認定を受けた場合、入学後の新入学用品費は支給対象外となります。
- ・ 今回、提出漏れや審査の結果で否認となった場合でも、令和4年度スクールライフサポートで支給認定を受けた場合には、入学後に新入学用品費が支給されます。
- ・ 申請書の記載漏れや添付書類に不足・不備がある場合または世帯内に収入の申告をしていない方がいるなど世帯全員の所得が確認できない場合には、審査ができず認定されない場合があります。
- ・ 支給後に転出した場合でも、新入学用品費の返金は求めませんが、転出先の自治体には本市で新入学用品費の入学前支給を行った旨を通知しますのでご了承ください。

◀ お問い合わせ ▶

海老名市教育委員会 就学支援課 就学支援係

☎ 046-235-4918（直通）